# アメリカにおける信託のデカント

## -----2015年統一信託デカント法を中心に-----

説

## 木 村 仁

目次

- I. はじめに
- Ⅱ. 指名権限とデカント権限
- Ⅲ. 信託のデカントに関する制定法化の動向
- IV. 利益分配に関する受託者の裁量権の範囲とデカント権限
- V. スペシャル・ニーズ・トラストの特例
- VI. デカント権限行使に対する制限
- WI. デカントにおける受託者の信認義務
- WII. 受益者等に対する通知義務
- IX. 第1の信託の変更
- X. むすびにかえて

#### I. は じ め に

アメリカ法においては伝統的に、撤回不能な信託について、委託者の同意がなくとも、①信託の変更または終了が信託の重要な目的に反しないと裁判所が判断した場合において、すべての受益者が同意したとき、または、②委託者が予期しなかった事情により信託の目的の達成が不可能になるもしくはその達成が相当程度困難になると裁判所が判断したとき、信託を変更または終了できるとされてきた。近年は、永久拘束禁止則が緩和または

<sup>(1)</sup> ROBERT H. SITKOFF & JESSE DUKEMINIER, WILLS TRUSTS AND ESTATES 727 (10th ed. 2017).

廃止される州が増加し、信託の存続期間が長期化するに伴い、より柔軟に信託の変更または終了を認める動向が顕著である。例えば、信託の目的の達成が相当程度困難といえない場合であっても、信託の変更が信託の目的をより促進するときは、裁判所の判断により、信託の管理条項のみならず利益分配に関する条項も変更することができるとされている。

最近はさらに、一定の場合には、裁判所による関与なくして、受託者のみの権限行使により撤回不能な信託の変更が認められる傾向にある。すなわち、受託者が信託の利益分配につき広範な裁量権を有している場合に、当初の信託(第1の信託)とは異なる信託条項が定められた新たな信託(第2の信託)を設定し、第1の信託の信託財産を第2の信託の信託財産として移転することを承認する州制定法が増えているのである。このような信託の変更は、ワインを新たな容器に移し替えることを想起させるため、信託のデカント(trust decanting)と呼ばれる。

デカントにより信託を変更する目的やその内容は多岐にわたる。まず、信託証書の作成時におけるミスや多義的な文言の修正のためにデカントされることがある。次に、信託の管理地または準拠法に関する条項の変更など、主として課税回避または節税のために利用されることがある。また、信託のより効率的な管理を実現するために、投資に関する権限など信託の

<sup>(2)</sup> アメリカ法のこのような動向については、木村仁「委託者の意思と信託の変更について」信託法研究33号95-101頁(2008年)。

<sup>(3)</sup> Restatement (Third) of Trusts §§ 66 (1) (2003); Uniform Trust Code § 412 (a) (2018).

<sup>(4)</sup> See Thomas E. Simmons, Decanting and Its Alternatives: Remodeling and Revamping Irrevocable Trusts, 55 S.D. L. Rev. 253, 255 (2010); Jonathan G. Blattmachr, Jerold I. Horn & Diana S.C. Zeydel, An Analysis of the Tax Effects of Decanting, 47 Real Prop. Tr. & Est. L. J. 141, 148-49 (2012); WIS. STAT. § 701.0418 (4) (a) (2014).

<sup>24(1312)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

説

管理条項の変更、信託の併合、リスクの高い資産の分離のための信託の分割などが挙げられる。その他、受託者の選任に係る条項の変更、信託の存続期間の延長、受益者に対する指名権限の新たな設定または既存の指名権限の削除、障がいを持つに至った受益者のためのスペシャル・ニーズ・トラストの設定、浪費者信託条項(spendthrift clause)の追加などの変更のため、信託のデカントが利用されるといわれている。

アメリカでは、1940年の Phipps v. Palm Beach Trust Company 事件を 嚆矢として、判例法上信託のデカントが認められてきたが、1990年代以降、 州制定法において、信託のデカントのデフォルト・ルールを規定する州が 増加している。州制定法の統一化を目指して、2015年に統一信託デカント 法(Uniform Trust Decanting Act)がモデル州法として公表された。

受益者の同意も裁判所による承認もなく、受託者の権限として、新たな信託条項をもつ新たな信託を設定してこれに信託財産を移転する、または信託を変更することが正当化されるのはいかなる場合なのであろうか。また、委託者の目的および受益者の利益を保護するために、受託者のデカント権限行使に対していかなる実体的または手続的制限が設けられているのであろうか。

本稿は、アメリカの2015年統一信託デカント法を中心に、州独自のデカント制定法を適宜参照しながら、信託のデカントを承認する正当化根拠、その要件、デカント権限行使に対する制限、デカントにおける受託者の義務および手続的要件等を紹介し、アメリカにおける信託のデカントに関する法の全体像を描出し、整理・分析を行うことを目的とする。以下では、まずⅡにおいて、判例法上信託のデカント権限が承認される根拠となった

<sup>(5) 196</sup> So. 299 (1940).

<sup>(6)</sup> 統一信託デカント法の概略を紹介する文献として、溜箭将之「2015年 統一信託デカント州法」信託法研究42巻155頁(2017年)。

指名権限とデカント権限との関係を明らかにする。次にⅢでは、信託のデカントに関する制定法の嚆矢となったニュー・ヨーク州を中心に、制定法化の動向を概観する。そして、2015年統一信託デカント法を中心に、デカントに関する州制定法の特徴を描出し、若干の理論的な検討を行う。具体的には、デカントの要件として求められる受託者の裁量権の範囲(Ⅳ)およびスペシャル・ニーズ・トラストの特例(V)について述べ、デカント権限行使に対する制限(Ⅵ)、受託者の信認義務の内容(Ⅶ)、そして手続的要件としての通知義務(Ⅷ)について検討する。最後に、デカントの一形態として、第2の信託を設定せずに、第1の信託を直接変更することの可否について考察する(Ⅸ)。なお、公益信託は本稿の検討対象から除外する。

#### Ⅱ. 指名権限とデカント権限

アメリカにおいて受託者による信託のデカントを承認したリーディング・ケースは、1940年の Phipps v. Palm Beach Trust Co. 事件である。この事件では、委託者が、ある財産につきその夫T1および信託会社T2を共同受託者として選任し、委託者およびT1の4人の子らを受益者と定めた信託を設定した。信託条項では、信託の収益または元本をどのようにその4人の子らに分配するかにつき、T1に絶対的な裁量権が与えられていた。T1が4人の子らを受益者として新たな信託を設定する権限を有しているか否かにつき、T2が裁判所の判断を求めて提訴したのが本件である。

フロリダ州最高裁は、指名権限(power of appointment)に関するルールを適用して次のように判示し、T1が新たな信託を設定する権限を承

<sup>(7) 196</sup> So. 299 (1940).

<sup>26(1314)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

論

説

認した。すなわち同州最高裁は、「受託者が単純不動産権(estate in fee)を設定する権限には、贈与者が明確に反対の意思を示していない限り、単純不動産権よりも小さな財産権を設定または処分する権限が含まれる。当初の信託証書によれば、……贈与者は、個人受託者に無制限の信頼を寄せて裁量権を付与しており、当該受託者は、他の受益者を除外して特定の受益者のために信託財産を管理し、処分する絶対的な権限を与えられている。また、当該受託者は、当該受益者に利益を分配する時期、額、方法および条件についても、無制限の裁量権を付与されている。本件はそのような事例であるから、個人受託者が当初の信託証書に指定されているクラスの者の利益のために、第2の信託において財産権を設定する権限を有することに問題はない。」と述べた。本判決は、受託者に設定が認められた財産権より小さな財産権を設定することは、受託者の権限に含まれるとして、受託者のデカント権限を正当化したのである。

受託者が信託の元本を取り崩して一定の受益者に利益を分配する権限は、
(9)
機能的に非一般的指名権限(nongeneral power of appointment)に類似す
(10)
ると解されてきた。第2次財産法リステイトメント19.3条は、「指名権設

<sup>(8)</sup> *Id.* at 301.

<sup>(9)</sup> ある財産につき、その帰属先を指名する指名権限は、一般的指名権限(general power of appointment)と非一般的指名権限(nongeneral power of appointment)に大別される。一般的指名権者は、自己、自己の遺産、自己の債権者または自己の遺産の債権者を含めて、被指名対象者(objects of a power)に制限がないのに対して、非一般的指名権者は、自己、自己の遺産、自己の債権者または自己の遺産の債権者を、財産の帰属先として指名することができない。後者は、特別指名権限(special power of appointment)とも呼ばれるが、現在では、非一般的指名権限という用語が使用される傾向にあるといわれている。See Sitkoff & Dukeminier, supra note 1, at 810.

<sup>(10)</sup> See William R. Culp. Jr. & Briani Bennett Mellen, Trust Decanting: An 法と政治 72巻4号 (2022年2月) 27(1315)

定者(donor)が反対の意思を示していない限り、非一般的指名権者(donee)は、被指名対象者のみに利益を与えるのであれば、自己の財産につき被指名対象者のために行使することができるのと同じ範囲で、財産の帰属先をどのようにも定めることができる。」と定めている。この規定について、非一般的指名権者の権限には、指名権設定者により禁止されていない限り、被指名対象者を受益者として、指名権の対象財産につき信託を設定することが含まれると解されている。すなわち、指名権者が被指名対象者に対して財産を処分するという大きな権限の中には、被指名対象者を受益者として信託を設定するという小さな権限が含まれるというのである。より大きな権限はより小さな権限を含むという原則を、本稿では、権限包含原則(the greater-includes-the-lesser-principle)と呼ぶこととする。

第3次財産法リステイトメント19.14条は、非一般的指名権者による指名権限の行使に、被指名対象者を受益者として信託を設定することが含まれる旨を明示的に定める。しかしながら、第3次財産法リステイトメントは、指名権限を、権限保持者がその権限行使において信認義務を負わない権限と定義しており、信認的利益分配権限(fiduciary distributive power)

Overview and Introduction to Creative Planning Opportunities, 45 Real Prop. Tr. & Est. L.J. 1, 4-6 (2010); Blattmachr et al., *supra* note 4, at 144; RESTATEMENT (SECOND) OF PROPERTY: DONATIVE TRANSFERS § 11.1 cmt d. (1986).

<sup>(11)</sup> Simmons, supra note 4, at 262; Culp & Mellen, supra note 10, at 5.

<sup>(12)</sup> RESTATEMENT (THIRD) OF PROPERTY: WILLS AND OTHER DONATIVE TRANSFERS § 19.14 (2011). 「指名権設定者が反対の意思を示していない限り,非一般的指名権者は,許容される範囲の被指名対象者に利益を与えるものであれば,信託の設定または他人に対する指名権限の設定を含めて,あらゆる財産処分をする権限を有する。」

<sup>(13)</sup> RESTATEMENT (THIRD) OF PROPERTY: WILLS AND OTHER DONATIVE TRANSFERS § 17.1 (2011).

<sup>28(1316)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

≟Δ

説

とは、次の点において異なるものと取り扱っている。すなわち、第1に、指名権者が任意に指名権限を行使することができるのに対して、信認的利益分配権限を有する者は、その権限行使において信認義務を負う。第2に、指名権限は一身専属的性質を有するのに対して、信認的利益分配権限は後任の者に承継される。他方で、その他の点については、信認的利益分配権限には、非一般的指名権限に関する一般的なルールが適用されると述べられており、受託者が信託財産を分配する裁量権の行使において信認義務を負う場合にも、非一般的指名権限に関するルールにもとづいて、受益者のために新たな信託を設定し、これに当該信託財産を移転することを承認する理論的基礎が示されているといえる。

In re Estate of Spencer 事件判決 は、Phipps 判決と同様、非一般的指名権者が、対象の財産につき被指名対象者のために信託を設定することは、非一般的指名権限の範囲に含まれると判示したものである。

受託者が非一般的指名権限を付与されていなくとも,受託者が信託の元本の分配につき広範な裁量権を委ねられている場合には,機能的に非一般

<sup>(14)</sup> RESTATEMENT (THIRD) OF PROPERTY: WILLS AND OTHER DONATIVE TRANSFERS § 17.1 cmt. g (2011).

<sup>(15)</sup> Id.

<sup>(16) 232</sup> N.W.2d 491 (Iowa 1975). 本件では、妻である委託者が、自己が所有するある不動産につき、夫Tを受託者とし、夫婦の子Bらを受益者とする信託を設定し、また、Bらを被指名対象者として、生涯不動産権 (life estate)を設定する指名権限を受託者Tに与え、残余権 (remainder)は委託者の孫に帰属すると定めた。Tが遺言により、Bらのために当該不動産権につき信託を設定したので、Tの遺言執行者らがその信託の有効性の確認を求めて提訴した。アイオワ州最高裁は、受託者たるTは、委託者の意思を実現するために、信託を設定することによって指名権限を行使することができると判示した。

<sup>(17)</sup> *Id.* at 497.

指名権限と同等の権限が付与されていると解されるのであるから、判例では、第1の信託の残余権(残余財産)受益者(remainder beneficiary)を第2の信託において除外し、第1の信託財産を第2の信託に移転する、後任受託者の選任に関する条項を変更して第2の信託を設定する、といった信託のデカントの有効性が承認されてきた。権限包含原則によれば、信託の利益分配につき広範な裁量権を有する受託者は、信託の元本をすべて取り崩して、これを特定の受益者に対して直接に分配できるのであるから、信託条項に別段の定めがない限り、その受益者のために新たな信託条項のもとで新たな信託を設定し、利益を分配することも受託者の権限に含まれることになるからである。しかし判例では、信託のデカント権限が認めら

<sup>(18)</sup> Wiedenmayer v. Johnson, 254 A.2d 534 (N.J. Super. 1969), affd, Wiedenmayer v. Villanueva, 259 A.2d 465 (N.J. 1969). この事件では、Bを受益者とする信託が設定され、その信託条項において、本件信託の受託者YらがBの最善の利益に適合すると判断した場合には、信託財産の全部または一部を、適宜Bに分配しなければならず、また、Bの死後は、Bの子であるXらが不確定な残余権を有すると定められていた。Yらは、Bがその妻と離婚していることを考慮して、Bの心の平安を慮り、新たな信託を設定してデカントし、Xらを残余権者から除外したので、Xらの後見人が異議を申し立てた。ニュー・ジャージー州控訴裁は、「本件信託の委託者は、主としてBの最善の利益を図る意思があった。その他の者の利益は二次的なものにすぎない。……信託財産の元本がBに絶対的に分配されるのであれば、……不確定な残余権者の権利は、同様に影響を受けたはずである。」と述べて、絶対的な裁量権を有する受託者が下したその判断について、裁判所は介入することはできないと判示した。

<sup>(19)</sup> Morse v. Kraft, 992 N.E.2d 1021 (Mass. 2013). See infra note 108 and accompanying text.

<sup>(20)</sup> See Robert H. Sitkoff, The Rise of Trust Decanting in the United States, 23 Trusts & Trustees 976, 977 (2017); Stephanie Vara, Two Cheers for Decanting: A Partial Defense of Decanting Statutes as a Tool for Implementing Freedom of Disposition, 32 Quinnipiac Probate L. J. 23, 26 (2012).

れる要件や受託者の義務等が網羅的に示されているわけではなく,各州において,信託のデカントに関するデフォルト・ルールを制定法化する動きが顕著となる。州制定法では,信託のデカント権限,すなわち信託の利益を分配する権限を指名権限とみなしたうえで,その権限行使に対する制約を制限的に列挙するものも相当数存在するが,2015年統一信託デカント法は,デカント権限を指名権限と区別し,信認義務を伴いつつ撤回不能信託を変更する権限と定義している。

論

説

#### Ⅲ、信託のデカントに関する制定法化の動向

1992年にニュー・ヨーク州において初めて、信託のデカントに関する州法が制定されたが、この動きの背後には、連邦税の非課税範囲を拡大する意図が存在していた。連邦議会は1986年に、新たな飛越的世代間財産移転税(generation-skipping transfer tax)を導入したが、その際に、1985年9月25日の時点で撤回不能な信託であれば、その信託から財産が移転されたとしても、飛越的世代間財産移転税を非課税とするとした。既存の撤回不能信託から新たな信託へ財産が移転されても、飛越的世代間財産移転税は課税されず、新たな信託へ財産が移転されても、飛越的世代間財産移転税は課税されず、新たな信託の存続期間が長くなればなるほど、非課税とさ

<sup>(21)</sup> Alaska Stat. § 13.36.158 (A) (2013); Ariz. Rev. Stat. Ann. § 14-10819-C (2018); Del. Code Ann. tit. 12, § 3528 (C) (2020); Fla. Stat. § 736.04117 (7) (A) (2018); Ind. Code § 30-4-3-36 (b) (c) (2014); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (A) (2020); Mich. Comp. Laws Ann. § 556.115A (6) (2012); Minn. Stat. § 502.851 Subd.5 (2020); Nev. Rev. Stat. § 163.556 (10) (2021); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (D) (2015); S.C. Code Ann. § 62-7-816 A (F) (1) (2014); Tenn. Code Ann. § 35-15-816 (7) (2021).

<sup>(22)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 2 (10) (2015).

<sup>(23)</sup> TAX REFORM ACT § 1433 (b) (2) (A) (1986); Treas. Reg. § 26.2601-1 (b) (1) (i).

れる期間が長くなる。同州法は、飛越的世代間財産移転税が非課税となる 期間の延長を可能にすることを企図したものであった。

1992年の制定時においてニュー・ヨーク州法は、受託者によるデカントには、受益者の同意または裁判所の承認を要件としていたが、財務省規則(Treasury Regulations)により、飛越的世代間財産移転税を非課税とするためには、受益者の同意または裁判所の承認を要しない財産の移転でなければならないと定められたため、後に同州は、受益者の同意または裁判所の承認という要件を削除するに至った。

ニュー・ヨーク州に続いて、1998年にはアラスカ州、2003年にはデラウェア州が信託のデカントに関する州法を制定するに至り、2021年10月の時点で、過半数の州が何らかの形で信託のデカントに関する制定法を定めている。統一州法全国会議は、州制定法の統一化を目指して、2015年に統

<sup>(24)</sup> Stewart E. Sterk, Trust Decanting: A Critical Perspective, 38 Cardozo L. Rev. 1993, 2004–05 (2017); Allan Halperin & Michelle R. Wandler, Decanting Discretionary Trusts: State Law and Tax Considerations, 29 Tax Management Estate Gifts and Trust J. 219, 222 (2004).

<sup>(25)</sup> Treas. Reg. § 26.2601 (b) (4) (i) (A) (1).

<sup>(26)</sup> Act of Aug. 20, 2001, ch. 204, 2011 N.Y. Laws 1482.

<sup>(27)</sup> Ala. Code §§ 19–3D (2019); Alaska Stat. § 13.36.157–13.36.159 (2013); Ariz. Rev. Stat. Ann. § 14–10819 –C (2018); Cal. Prob. Code § 19501–19530 (2019); Colo Rev. Stat. §§ 15–61–901–§§ 15–16–931 (2016); Del. Code tit. 12 § 3528 (2020); Fla. Stat. § 736.04117 (2018); Ga. Code Ann. § 53–12–62 (2021); 760 Ill. Comp. Stat. Ann. 3/1201–3/1227 (2020); Ind. Code § 30–4–3–36 (2014); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (2020); Me. Stat. tit. 18–B, § 1201–§ 1229 (2021); Mich. Comp. Laws Ann. § 556.115A, § 700.7820A (2012); Minn. Stat. § 502.851 (2016); Mo. Rev. Stat. § 456.4–419 (2011); Mont. Code Ann. § 72–39–201 – 72–39–223 (2021); Neb. Rev. Stat. § 30–4501 – 30–4529 (2020); Nev. Rev. Stat. § 163.556 (2021); N.H. Rev. Stat. Ann. § 564–B: 4–418 (2021); N.M. Stat. Ann. § 46–12–101 – 46–12–129 (2019); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10–6.6 (2015); N.C. Gen. Stat.

(98)

論

説

一信託デカント法(Uniform Trust Decanting Act)を公表した。以下では,統一信託デカント法を中心に,①信託のデカントの要件として求められる受託者の裁量権の範囲および許容されるデカント権限の範囲,②これに対するスペシャル・ニーズ・トラストの特例について検討する。そして,③デカント権限行使に対する制限,④デカント権限行使における受託者の信認義務の内容,⑤受益者等に対する通知義務の内容および⑥デカント権限と第1の信託の変更との関係を解説し,それぞれにつき若干の理論的検討を行う。

#### IV. 利益分配に関する受託者の裁量権の範囲とデカント権限

ここでは、信託の利益分配について受託者に付与されている裁量権の範囲と、受託者に認められるデカント権限の範囲はいかに関連付けられているかについて、検討を行う。

Ann. § 36C-8B (2017); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (2013); R.I. Gen. Laws § 18-4-31 (2013); S.C. Code Ann. § 62-7-816A (2014); S.D. Codified Laws § 55-2-15 (2021); Tenn. Code Ann. § 35-15-816 (C) (2021); Tex. Prop. Code Ann. § 112.71-112.087 (2019); Va. Code Ann. § 64.2-779.1-64.2-779.25 (2017); Wash. Rev. Code § 11.107 (2017); W. Va. Code § 44D-8B (2020); Wis. Stat. § 701.0418 (2014); Wyo. Stat. Ann. § 4-10-816 (A) (xxviii), 4-10-816 (B) (2017).

<sup>(28) 2021</sup>年10月の時点で、統一信託デカント法を採択しているのは、アラバマ、カリフォルニア、コロラド、イリノイ、メイン、モンタナ、ネブラスカ、ニュー・メキシコ、ノース・カロライナ、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニアの12州である。 $See\ https://www.uniformlaws.org/committees/community-home?CommunityKey=5b248bac-9251-47fb-bad 8-57a23f3df540$ 

#### 1. 信託の元本または収益の分配に関する裁量権

統一信託デカント法のもとでは、受託者のデカント権限が認められるためには、信託の元本を分配する裁量権を有していなければならないとされている。第1の信託の元本の全部または一部を第2の信託に移転する権限を承認する前提として、第1の信託の元本を分配する裁量権が受託者に付与されていることが求められるのである。このことは権限包含原則からは当然の帰結であるが、理論的には、受託者が収益の分配に関する裁量権しか有していない場合であっても、利益分配に関する受託者の裁量的判断を委託者が信頼していることを根拠に、受託者の権限として信託のデカントを許容することも考えられる。しかし、統一信託デカント法は、その場合の効果を定めることが困難であるとして、受託者の裁量権が収益の分配に限定されている場合には、デカントを許容しないことを選択したのでる。

統一信託デカント法を採択しておらず、デカントに関する独自の立法を 有する州においては、デカント権限行使のために受託者が信託の元本に関 する裁量権を有していることを要件とする法域と、裁量権が信託の収益の

<sup>(29)</sup> UNIFORM TRUST DECANTING ACT § 11 (b), § 12 (b) (2015).

<sup>(30)</sup> Uniform Decanting Distributions Drafting Committee, Decanting Issues Memo II.C. (December 2013) available at https://www.uniformlaws.org/HigherLogic/System/DownloadDocumentFile.ashx?DocumentFileKey=ce 4447a6-2d26-79d9-494a-ebae4b6e273b&forceDialog=0.

<sup>(31)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (a) (d) (2013); Fla. Stat. § 736.04117 (2) (3) (2018); Ga. Code Ann. § 53-12-62 (b) (2) (2021); Ind. Code § 30-4-36 (a) (2014); Minn. Stat. § 502.851 Subd.3 (a), Subd.4 (a) (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (b), (c) (2015); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (A) (B) (2013); R.I. Gen. Laws § 18-4-31 (a) (2013); Tenn. Code Ann. § 35-15-816 (c) (1) (2021); Tex. Prop. Code Ann. § 112.072 (a), § 112.073 (a) (2013); Wis. Stat. § 701.0418 (2) (2014).

(32)

分配に限定される場合でもデカントを認める法域は、ほぼ同数に分かれている。統一信託デカント法を採択している州を含めてアメリカ法を全体的に見れば、信託の元本の分配に関する裁量権が受託者に付与されていることを要件として、信託のデカント権限が承認される傾向にあるといえる。

論

説

#### 2. 受託者の裁量権の範囲とデカント権限の範囲

信託のデカント権限を行使できる場合を、受託者が信託の利益の分配につき絶対的な裁量権を付与されている場合に限定する州は、ごく少数ながら存在する。権限包含原則に忠実に従うものといえる。しかし、税制上の理由等により、受益者の扶養、医療または教育のためといった基準を設けて信託の利益を分配する受託者の裁量権には制限が課されることが多いといわれており、デカント権限の行使を受託者が絶対的な裁量権を有する場合に限定すると、実際にはデカントできる場合が極めて限られてしまうので、このような制限を設けている州はほとんどみられない。

<sup>(32)</sup> Ariz. Rev. Stat. Ann. § 14-10819-A (2018); Del. Code Ann. tit. 12, § 3528 (a) (2020); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (2) (2020); Mich. Comp. Laws Ann. § 556.115a (1) (2012); Mo. Rev. Stat. § 456.4-419-1 (2011); Nev. Rev. Stat. § 163.556 (1) (2021); N.H. Rev. Stat. Ann. § 564-B: 4-418 (a) (2017); S.C. Code Ann. § 62-7-816A (a), (d) (2014); S.D. Codified Laws § 55-2-18 (2021); Wyo. Stat. Ann. § 4-10-816 (a) (xxviii) (2017).

<sup>(33)</sup> MICH. COMP. LAWS ANN. § 556.115a (1), (3) (b) (2012). ミシガン州法 556.115a 条 (1) 項は、信託の収益または元本を分配する裁量的権限を有 する受託者は、第2の信託に信託財産を移転することができると規定する が、同条 (3) 項 (b) は、「利益分配権限は、それが明確かつ確定可能 な基準によって制限されている場合には、裁量的ではない。ただし、受託 者が、受益者の最善の利益、福祉、快適さ、幸福または一般的な発達といった要素を考慮するよう指示されていることは、……それ自体明確かつ確定 可能な基準とはみなされない。」とする。

<sup>(34)</sup> Sterk, *supra* note 24, at 2006.

統一信託デカント法を含む州制定法の多くは、受託者による利益分配の 裁量権の行使に際して、受益者の扶養、医療または教育のためといった基 準が定められており、受託者の裁量権が限定されている場合であっても、 受託者のデカント権限を認めている。ただしその場合には、後述するよう に、絶対的な裁量権を有する場合に比べて、デカントにより信託を変更で きる範囲により大きな制限を設けている法域が多い。

ワイオミング州およびニュー・ハンプシャー州は、受託者が義務的な利益分配権限しか有していない場合であっても信託のデカント権限を行使可能とする例外的な法域である。これらの州ではデカントにより信託を変更できる要件が相当程度緩和されているが、受託者に信託の利益分配に関する裁量権が全く付与されていない場合であっても信託のデカントが許容されるのであれば、権限包含原則に反するだけでなく、委託者の推定的意思にも適合しない変更が可能となるおそれがあるといえる。

なお、統一信託デカント法および独自の州制定法のいくつかは、デカント権限行使の時に、第1の信託で定められた利益分配基準に従えば、受託者が信託の元本を分配したであろうか否か、または法的にそのような分配を強制されたであろうか否かにかかわらず、デカント権限を行使するこ

<sup>(35)</sup> E.g., Uniform Trust Decanting Act § 12 (2015).

<sup>(36)</sup> Minn. Stat. § 502.851 Subd.3, Subd.4 (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10–6.6 (b), (c) (2015); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (A), (B) (2013); S.C. Code Ann. § 62–7–816A (a), (d) (6) (2014); Tex. Prop. Code Ann. § 112.072, § 112.073 (2013); Wis. Stat. § 701.0418 (2) (a) 2. (2014).

<sup>(37)</sup> Wyo. Stat. Ann. § 4-1-816 (a) (xxviii) (2017); N.H. Rev. Stat. Ann. § 564-B: 4-418 (l) (4) (2021). ただし、ニュー・ハンプシャー州法は、第1の信託の受益者の確定的権利を縮減することはできないと規定する。 See N.H. Rev. Stat. Ann. § 564-B: 4-418 (g) (2021).

<sup>36(1324)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

論

諩

とができるとする。例えば、受益者Bの扶養および医療ケアのために信託の収益および元本を分配する裁量権が受託者に付与されているとき、Bの他の収益や資産を考慮すると、受託者が現時点でBに信託の利益を分配しなかった場合であったとしても、受託者はデカント権限を行使することができることになる。これに対しては、委託者が定めた信託の目的に適合しない権限の行使を認めることになるとの批判がある。しかしながら、統一信託デカント法は、デカント権限を信託の変更権の一形態と捉えており、デカント権限行使時に実際に信託の利益を分配する必要性があったか否かとは無関係に、信託の変更を承認するのである。実際の利益分配の必要性いかんにかかわらずデカントが許容されることになり、デカント権限行使の適法性に関する不確実性が相当程度軽減されているといえるであろう。

#### (1) 受託者が絶対的な裁量権を付与されている場合

統一信託デカント法11条は、受託者が、信託の元本の分配につき、その完全な裁量に委ねられる絶対的な裁量権(expanded discretion)を有している場合、第1の信託の元本に関して、現受益者の利益のためにデカント権限を行使することができると規定する。これは、権限包含原則および委託者の意思により確実に正当化される。すなわち受託者は、信託の元本を取り崩したうえで、その利益を受益者に直接分配する判断を下す権限

 <sup>(38)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 21 (2015); Alaska Stat. § 13.36.157
 (d) (2013); Minn. Stat. § 502.851 Subd.8 (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (g) (2015); Tex. Prop. Code Ann. § 112.082 (2013).

<sup>(39)</sup> CHARLES E. ROUNDS, JR. & CHARLES E. ROUNDS, LORING AND ROUNDS: A TRUSTEE'S HANDBOOK 208 (Walters Kluwer, 2020).

<sup>(40)</sup> UNIFORM TRUST DECANTING ACT § 11 (b) (2015). ただし, 第1の信託の受益者でないものを, 第2の信託の受益者として追加すること, または第1の信託において確定された受益権を縮減もしくは除外することはできない。 See Uniform Trust Decanting Act § 11 (c) (2015).

を与えられているのであるから,原則として,その受益者のために新たな信託を設定し,受益権の内容に係る信託条項の内容を変更して利益を分配する権限を行使することも,当初の信託条項で定められた受託者の権限に含まれると考えられる。また,委託者が受託者に対して信託の利益分配に関する絶対的な裁量権を付与したことは,事情の変更に応じて柔軟に信託を変更することにつき受託者の判断を尊重するという委託者の信頼の程度の高さを表すものであり,受託者に受益権の内容に係る変更を認めたとしても,一般的に委託者の意思に適合するといえる。

統一信託デカント法および多くの州制定法は、受託者が信託の元本の分配につき絶対的な裁量権を有している場合、第1の信託において設定された指名権限を削減もしくは変更することに加えて、第2の信託において第1の現受益者に新たに指名権限を設定することも可能とする。第2の信託において、第1の信託の受益者に新たな指名権限を創設することは、信託財産の帰属先について第1の信託の受益者以外の者を含めて被指名対象者の中から決定する権限を、第1の信託の受益者に与えることを意味する。受託者の絶対的な裁量権には、受益者に分配される信託財産

<sup>(41)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 11 comment (2015).

<sup>(42)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 11 (d) (2015); Alaska Stat. § 13.36.157 (b) (2013); Del. Code Ann. tit. 12, § 3528 (a) (2020); Fla. Stat. § 736.04117 (2) (b) (2018); Ga. Code Ann. § 53-12-62 (h) (2021); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (4) (i) (2020); Mich. Comp. Laws Ann. § 556.115a (2) (a) (2012); Minn. Stat. § 5-2.851 Subd.3 (b), Subd.4 (e) (2020); Nev. Rev. Stat. § 163.556 (8) (a) (2021); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (b) (1), (2), (3), (c) (4) (2015); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (A) (3) (a) (2013); S.C. Code Ann. § 62-7-816A(d) (7) (2014); S.D. Codified Laws § 55-2-15 (10) (2021); Tenn. Code Ann. § 35-15-816 (c) (8) (2021); Tex. Prop. Code Ann. § 112.072 (b), (c) (2013); Wis. Stat. § 701.0418 (4) (b) (2014).

論

他方で、VI. で述べるように、受託者が信託の元本の分配につき絶対的な裁量権を有している場合であっても、委託者の意思の実現、受益者の確定的利益の保護および公序の観点から、許容されるデカント権限の内容には一定の制約が課されている。

説

受託者に信託の元本の分配につき絶対的な裁量権が付与されている場合,信託のデカントとして認められる信託の変更の内容は,次のようなものである。すなわち,第1の信託の現受益者の除外,第1の信託の現受益者の残余権受益者への変更,第1の信託の残余権受益者の除外,確定的でない受益権の内容の変更,利益分配基準の変更,浪費者信託条項の追加または削除,信託の存続期間の延長,信託の管理地または準拠法の変更,指名権限の追加または変更または削除,受託者の変更,後任受託者に関する条項の変更,信託の管理に関する条項の変更,投資アドバイザーや信託プロテクター等の追加,そして信託の併合または分割などである。

#### (2) 受託者が限定的な裁量権を付与されている場合

信託のデカントに関して独自の制定法を定めているところでは、信託の利益の分配につき受託者が絶対的な裁量権を委ねられている場合と、受益者の扶養、医療、教育などのためといった一定の基準にもとづいて受託者の裁量権が限定されている場合とを区別せず、同じ範囲でデカントによる信託の変更を許容している州も相当数存在する。これらの法域においては、

<sup>(43)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 11 comment (2015).

<sup>(44)</sup> Ga. Code Ann. § 53–12–62 (b) (2) (2021); Ind. Code § 30–4–3–36 (a) (2014); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (2) (2020); Mo. Rev. Stat. § 456.4–419–1 (2011); Nev. Rev. Stat. § 163.556 (2021); N.H. Rev. Stat. Ann. § 564–

第1の信託において受託者の利益分配に関する裁量権が一定の基準により限定されているにもかかわらず、受益権の内容や利益分配基準を大きく変更した第2の信託に信託財産を移転することが可能となるが、このようなデカント権限行使は、受託者の権限の範囲を逸脱するだけでなく、委託者が設定した信託の目的を損なうおそれがあるといえる。

これに対して、受託者の利益分配に関する裁量権が限定されている場合には、絶対的な裁量権を有する場合に比べて、デカントにより許容される信託の変更の範囲が、より制限されると定める法域も多い。受託者が限定的な裁量権しか与えられていない場合には、①第2の信託の受益者と第1の信託の受益者が同じであり、かつ第2の信託の利益分配に関する基準または利益分配に関する受託者の権限が第1の信託のそれと同じでなければならないとする州、②第2の信託の受益権の内容が、第1の信託の受益権の内容と実質的に同等でなければならないとする州、③第2の信託の受益者と第1の信託の受益者が同じであり、かつ各受益者の受益権の内容が第2の信託と第1の信託で同じでなければならないとする州などがある。

統一信託デカント法は、信託の元本の分配につき、受託者が、扶養、医療、教育など確定可能なまたは合理的に明確な基準にもとづく限定的な裁

B: 4-418 (a-1) (2021); R.I. Gen. Laws § 18-4-31 (a) (2013); S.D. Codified Laws § 55-2-18 (2021); Tenn. Code Ann. § 35-15-816 (c) (1) (2021); Wyo. Stat. Ann. § 4-10-816 (a) (xxviii) (2017).

<sup>(45)</sup> Minn. Stat. § 502.851 Subd.4 (a), (b) (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (c) (2015); S.C. Code Ann. § 62-7-816A (d) (6) (2014); Tex. Prop. Code Ann. § 112.073 (2013).

<sup>(46)</sup> Fla. Stat. § 736.04117 (3)(a) (2018); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (B) (2013).

<sup>(47)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (d) (2013).

<sup>40(1328)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

説

量権しか与えられていない場合,第1の信託の元本に関してデカント権 限を行使することができるが、第2の信託は、総体的に、第2の信託の 各受益者に、第1の信託の受益者が有する受益権と実質的に同等(substantially similar)の受益権を付与するものでなければならないと規定す る。受託者は信託の元本の分配について無制限の裁量権を与えられてい るわけではないので、権限包含原則を厳格に適用すれば、受託者が信託財 産を別の信託に移転し、受益権の内容を変更することを正当化できない場 合が考えられるであろう。しかし、統一信託デカント法は、権限包含原則 のみに依拠しているわけではなく、事情の変更に応じて柔軟に信託の変更 を可能にし、もって委託者が設定した信託の広い目的が達成されることを 立法趣旨としている。受託者が限定的な裁量権しか有していない場合で あっても、信託の元本の分配に関する受託者の判断に対して委託者が一定 の信頼を置いているのであるから、受託者はデカント権限を行使すること ができるとする。他方で、信託の目的に表された委託者の意思を損なうこ となく、第1の信託における受益者の利益を保護するために、第2の信 託における受益者の受益権は、第1の信託の受益者のそれと実質的に同 等でなければならないとの制限を設けたのである。

統一信託デカント法12条コメントによれば、第1と第2の受益権の内容が「実質的に同等」とされるためには、第1の信託の各受益者が有する受益権に重要な変更がないことをいうとされる。したがって、一般的に受託者は、利益分配基準を変更することはできないが、信託の管理方法の

<sup>(48)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 12 (b) (c) (2015).

<sup>(49)</sup> Uniform Trust Decanting Act Prefatory Note (2015).

<sup>(50)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 12 comment (2015).

<sup>(51)</sup> 同条コメントに挙げられている例では、第1の信託において、扶養、 医療または教育という利益分配基準が定められていた場合に、第2の信託

変更、受託者の変更、信託の管理地、準拠法の変更などは可能である。

しかしながら、実質的に同等という基準に不明確さがあることはぬぐえない。例えば、統一信託デカント法12条コメントは、同じ利益分配基準のもとで複数の受益者が存在する第1の信託の信託財産を、受益者ごとに均等に分割し、第1の信託と同じ利益分配基準を定めた第2の信託に移転することは実質的に同等であると述べる。しかし、利益分配基準にもとづいて各受益者の必要性に応じて分割する元本の割合を変更した場合には、第1の信託の受益権の内容に重要な変更を加えたことになるのであろうか。逆に、同じ利益分配基準における複数の信託を併合することは、各受益者に分配される最大の利益が潜在的に多くなる一方で、第1の信託では自身に割り当てられていた信託の元本が、併合された第2の信託において他の受益者のために分配される可能性も生ずるが、この場合、受益権の内容が実質的に同等といえるのであろうか。また、税制の変更に対応して、税制上の優遇措置を受けるために、第2の信託において第1の信託とは異なる元本の利益分配の基準を定めることは、受益権に重要な変更を加えるもので許容されないデカントになるのであろうか。これらの点

で、扶養および医療のみを基準とすることはできないとされる。

また、第1の信託において受益者が35才となった時点で信託財産が分配されると定められている場合、第2の信託において受益者が40才となった時以降に信託財産の分配を延期することは、実質的に同等とはいえない。他方で、35才になった時以降、第2の信託の受益者がいつでも信託財産の全部または一部の給付を請求できると定めることは、第1の信託と実質的に同等の受益権であると述べられている。See Uniform Trust Decanting Act § 12 comment (2015).

<sup>(52)</sup> Vara は、統一信託デカント法のもとでは、受託者が限定的な裁量権限しか有してなくとも、節税目的により利益分配基準を変更することは、委託者の意思に適合するので、可能であるとする。See Vara, supra note 20, at 42.

<sup>42(1330)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

論

#### V. スペシャル・ニーズ・トラストの特例

スペシャル・ニーズ・トラスト(special needs trust)とは、一般的に、説障がいを持つ受益者がメディケイド(Medicaid)など公的福祉制度の受給資格を維持しつつ、公的福祉制度ではカバーされない受益者の特別の必要を満たし、その生活の質の向上を図るために設定される信託をいう。サプリメンタル・ニーズ・トラスト(supplemental needs trust、受益者の補助的な必要を満たすための信託)とも呼ばれる裁量信託の一種である。統一信託デカント法では、障がいを持つ受益者が公的福祉制度の受給資格を有するか否かの判断の際に、受託者が受益者の資産とみなされないと信ずる信託を意味すると定義されている。

#### 1. 要件

統一信託デカント法は、IVで述べた一般的な信託のデカント権限行使の例外として、第2の信託においてスペシャル・ニーズ・トラストを設定し、これに第1の信託の信託財産を移転する要件を定めている。すなわち、①第2の信託が障がいを持つ受益者に利益を与えるスペシャル・ニーズ・トラストであること、および②デカント権限の行使により第1の信託の目的がより促進されることを要件としており、受託者が信託の元本の

<sup>(53)</sup> アメリカにおけるスペシャル・ニーズ・トラスト一般に関しては、樋口範雄「100歳時代の信託」能見善久・樋口範雄・神田秀樹編『信託法制の新時代』309頁以下(弘文堂,2017年)、佐藤勤「アメリカの福祉型信託の発展と我が国への示唆」信託272号2頁以下(2017年)参照。

<sup>(54)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 13 (a) (4) (2015).

分配につき裁量権を有していることを求めていない。受託者が信託の収益の分配についてのみ裁量権を有している,または信託の利益の分配につき全く裁量権を有していない場合であっても,例外的に,現受益者のためにスペシャル・ニーズ・トラストを設定し,これに信託財産を移転することを認めるのである。

受託者に信託の元本の利益分配に関する裁量権が与えられていない場合に、障がい者たる受益者の特別のニーズのために元本の一部を取り崩して、これを別の信託に移転することは、一般的に受託者が第1の信託において付与された権限の範囲を逸脱することになる。したがって、信託のデカントによりスペシャル・ニーズ・トラストを設定するためには、第1の信託において、信託の元本の分配につき受託者に裁量権が付与されていることを要件とする州制定法がいくつかみられる。

また、受託者が限定的な裁量権しか有していないとき、利益分配の基準に従えば、受益者の特別のニーズを満たすための利益分配(より快適な生活環境や余暇に必要な費用、高等教育を受ける費用など)が認められない場合が考えられる。

それにもかかわらず、統一デカント信託法において、スペシャル・ニーズ・トラストへのデカントが承認される根拠は、権限包含原則ではなく、 委託者の推定的意思と司法コストの削減に求められる。すなわち、一般的

<sup>(55)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 13 (b) (2015).

<sup>(56)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (2013); Fla. Stat. § 736.04117 (4) (a) (2018); Minn. Stat. § 502.851 Subd.15 (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (n) (2015).

<sup>(57)</sup> 受託者が信託の利益の分配につき限定的な裁量権しか有していなくとも、受益者の健康や扶養が利益分配の基準として定められているときは、 デカントにより新たに設定されるスペシャル・ニーズ・トラストの目的や 内容によっては、受託者の権限の範囲内といえる場合があろう。

<sup>44(1332)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

に第1の信託の委託者は、受益者が障がいを持つことを予期していたとすれば、スペシャル・ニーズ・トラストを設定し、これに信託財産を移転することを望んだであろうと思われる。また裁判所もこのような信託の変更を承認する可能性が高いというのである。これに対しては、第1の信託において障害を持つに至った現受益者が、他の受益者に比べて相対的に少ない利益しか有していない場合、委託者がスペシャル・ニーズ・トラストへのデカントを選好したかどうか不明であるとの反論も考えられる。しかし、現受益者が障がいを持つに至った場合には、一般的には委託者はその者の利益を考慮して信託を変更する可能性が高いこと、また、スペシャル・ニーズ・トラストが、障がい者である受益者の公的福祉制度の受給資格を維持しつつ、受益者の生活の質の向上を図るという点において当該受益者にとってメリットが大きいことに鑑みて、統一信託デカント法は、受託者が信託の元本につき裁量権を有しているという要件を削除し、スペシャル・ニーズ・トラストへのデカントを容易にしているのである。

#### 2. 他の受益者の利益保護

障がい者たる受益者以外の受益者の利益について、スペシャル・ニーズ・トラストの特例を認める州の中には、第1の信託において義務的な利益の分配を受ける受益者の確定的な受益権を削減できるとし、これらの受益者の利益保護について何ら規定が存在しないところも散見される。これに対して統一信託デカント法は、障がい者たる受益者のためにスペシャル・ニーズ・トラストが設定されることにより影響を受ける部分を除き、

<sup>(58)</sup> Sitkoff, *supra* note 20, at 980.

<sup>(59)</sup> Vara, *supra* note 20, at 44.

<sup>(60)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (i) (2013); Minn. Stat. § 502.851 Subd.15 (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (n) (2015).

第2の信託における受益者の受益権は、総体的に、第1の信託における受益権と実質的に同等でなければならないと規定する。スペシャル・ニーズ・トラストの特例は、障がいを持つ受益者のためのルールであり、障がいを持たない他の受益者の受益権の変更を正当化するものではないと説明されている。したがって、統一信託デカント法の下では、第2の信託としてスペシャル・ニーズ・トラストが設定され、障がいを持つ受益者の受益権の内容が変更されたことによる直接の結果として第1の信託における他の受益者の受益権が縮減されたとしても、その他の点においては他の受益者の受益権は保護される。

では、スペシャル・ニーズ・トラストが設定されることにより影響を受ける部分を除き、その他の受益者の受益権が第1の信託と実質的に同等であるとは、具体的にどのような場合が想定されているのであろうか。統一信託デカント法13条のコメントでは、次のような例が挙げられている。第1の信託において、委託者であるAの子らに平等に信託の収益が分配され、信託の元本は、Aの子らに扶養の基準にしたがって裁量的に分配されることが定められていたとする。受益者のうちB1が障がいを持つに至り、B1のために設定されたスペシャル・ニーズ・トラストに信託の元本の一部が移転され、受託者にはB1のためにスペシャル・ニーズ・トラストの元本を分配する絶対的な裁量権が付与されたとしよう。また、その他の受益者B2らのために第1の信託と同じ利益分配基準が定められた別の信託が設定され、これに元本の残余部分が移転されたとする。この場合、同条コメントによれば、B1の死後、スペシャル・ニーズ・トラストの残余財産は、B2らを受益者とする信託に分配されなければな

<sup>(61)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 13 (c) (3) (2015).

<sup>(62)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 13 comment (2015).

<sup>46(1334)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

らない。スペシャル・ニーズ・トラストの元本の分配については、B2らを受益者とする信託と異なり、受託者に絶対的な裁量権が与えられたという点において、B2らの受益権は影響を受けることになる。しかし、その他の点において、B2らの受益権は第1の信託と同等でなければならず、したがって、B1死亡後の残余財産はB2らのために分配される

説

このように統一信託デカント法は、スペシャル・ニーズ・トラストを設定するデカントの要件を緩和し、障がいを持つに至った受益者のために信託の変更を容易にする一方で、障がいを持たない他の受益者の受益権の変更を最小限に抑える措置を講ずることにより、複数受益者間の利益調整を図っているということができる。

なお、統一信託デカント法を採択しておらず、信託のデカントに関する独自の法を制定している州においては、スペシャル・ニーズ・トラストの特例を定めていないところが多い。州の政策により対応が大きく分かれている点である。

#### VI. デカント権限行使に対する制限

#### 1. 受益者の追加に関する制限

ことになるという。

統一信託デカント法は、たとえ受託者に信託の元本に関する絶対的な裁

<sup>(63)</sup> ARIZ. REV. STAT. ANN. § 14–10819 (2018); DEL. CODE ANN. tit. 12, § 3528 (2020); GA. CODE ANN. § 53–12–62 (2021); IND. CODE § 30–4–36 (d) (2014); KY. REV. STAT. ANN. § 386.175 (2) (2020); MICH. COMP. LAWS ANN. § 556.115 a (2012), § 700.7820a (2012); NEV. REV. STAT. § 163.556 (2021); N.H. REV. STAT. ANN. § 564–B: 4–418 (2017); S.C. CODE ANN. § 62–7–816A (2014); S. D. CODIFIED LAWS § 44–12–15 (2021); TENN. CODE ANN. § 35–15–816 (2021); TEX. PROP. CODE ANN. § 112.071–087 (2013); Wyo. STAT. ANN. § 4–10–816 (a) (xxviii) (2017).

量権が付与されていたとしても、①第1の信託の現受益者(current bene(64) ficiary)ではない者を第2の信託における現受益者とする、②第1の信託
の現受益者,推定的残余権(推定的残余財産)受益者(presumptive remainder beneficiary)または承継受益者(successor beneficiary)でない
者を第2の信託における残余権受益者または承継受益者とすることはで
きないと規定する。

受託者が信託の元本の分配につき絶対的な裁量権が付与されていたとしても、デカントにより、現受益者ではない者―例えば残余権受益者―を、第2の信託における現受益者とすることは、第1の信託における受託者の利益分配に関する権限に含まれておらず、また、いかなる事情の変更が

<sup>(64)</sup> 統一信託デカント法において現受益者(current beneficiary)とは、 「信託の収益もしくは元本の分配を受ける者またはその分配を受けること が許容されている者」と定義されている。*See* Uniform Trust Decanting Act § 2 (9).

<sup>(65)</sup> 統一信託デカント法において推定的残余権受益者(presumptive remainder beneficiary)とは、現受益者でない適格受益者(qualified beneficiary)をいうとされる。適格受益者とは、「①信託の収益もしくは元本の分配を受ける者またはその分配を受けることが許容されている者、②信託が終了せずに先行する受益者の受益権が消滅した場合に、信託の収益もしくは元本の分配を受ける者またはその分配を受けることが許容されている者、または③信託が終了した時に信託の収益もしくは元本の分配を受ける者または分配を受けることが許容されている者」と定義されている。See Uniform Trust Decanting Act § 2 (20), § 11 (a) (2) (2015). したがって一般的には、上記の適格受益者のうち②と③が、推定的残余権受益者に該当する。

<sup>(66)</sup> 統一信託デカント法において承継受益者(successor beneficiary)とは、適格受益者でない受益者をいう。See Uniform Trust Decanting Act § 2 (20), § 11 (a) (3) (2015). したがって一般的には、現受益者および第 1 順位の残余権受益者以外の受益者が、承継受益者に該当する。

<sup>(67)</sup> UNIFORM TRUST DECANTING ACT § 11 (c) (1) (2) (2015).

<sup>48(1336)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

あったとしても、委託者の推定的な意思と合致しない可能性が高い。

さらに、残余権受益者を現受益者として指定する権限を認めると、内国 歳入法(Internal Revenue Code)上、譲与者信託(grantor trust)とみな され、信託の収益に関して委託者に所得税が課税される可能性があるので、 その可能性を排除するためにも、現受益者以外の者を第2の信託におい て現受益者とすることを禁止する必要があった。

説

したがって、権限包含原則からも、また委託者の推定的意思との適合性という点からも、第1の信託の現受益者ではない者を、第2の信託の現受益者として追加することは正当化されないといえる。独自のデカント法を制定している州において、第1の信託の残余権受益者を第2の信託の現受益者とすることを許容している一少なくとも明示的に禁止していない一ところも相当数存在するが、比較的多数の州制定法では、第1の信託の現受益者でない者を、第2の信託の現受益者とすることはできないと規定されている。

<sup>(68)</sup> 譲与者信託 (grantor trust) とは、委託者その他の者が、信託に対して支配 (control) を及ぼしている一定の信託をいう。

<sup>(69)</sup> Treas. Regulation § 1.674 (d)-2(b) によれば、受益者を追加する権限を有する者が存在すれば、内国歳入法674条 (b) 号 (5), (b) 号 (6), (b) 号 (7), (c) 号および (d) 号における譲与者信託の例外が適用されないとする。

<sup>(70)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 11 comment (2015).

<sup>(71)</sup> ARIZ. REV. STAT. ANN. § 14-10819-A-3 (2018); IND. CODE § 30-4-3-36 (a) (1) (2014); MICH. COMP. LAWS ANN. § 556.115a (1) (a) (2012); Mo. REV. STAT. § 456.4-419-2 (1) (2011); N.H. REV. STAT. ANN. § 564-B: 4-418 (b) (1) (2021); NEV. REV. STAT. § 163.556 (2) (2021); S.D. CODIFIED LAWS § 55-2-15 (1) (2021); TEX. PROP. CODE ANN. § 112.072 (a) (2013); WIS. STAT. § 701.0418 (2) (a) 3 (2014); Wyo. STAT. ANN. § 4-10-816 (a) (xxviii) (2017). (72) ALASKA STAT. § 13.36.157 (a), (d) (2013); DEL. CODE ANN. tit. 12, § 3528

 <sup>(72)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (a), (d) (2013); Del. Code Ann. tit. 12, § 3528
 (a) (1) (2020); Fla. Stat. § 736.04117 (2) (a) (2018); Ga. Code Ann. § 53-

統一信託デカント法のもとで、受託者が信託の元本の分配につき絶対的な裁量権を有している場合に、第1の信託の現受益者を、第2の信託において現受益者として指定するとともに、さらに残余権受益者として追加することは可能である。絶対的な裁量権を有している受託者は、残余権受益者の利益を縮減または削除して、現受益者にすべての元本を分配することが可能なのであるから、第2の信託において、残余権受益者として追加する権限も内包しているといえるからである。

#### 2. 確定的な受益権の縮減の禁止

統一信託デカント法は,第1の信託の確定的な受益権(vested interest)を,デカントにより縮減することはできないとする。同法において確定的な受益権とは,義務的な利益分配を受ける権利,特定の金額または信託財産の全部または一部の一定割合の分配を請求することができる現在の未確定でない権利などをいう。統一信託デカント法と同様に,受益者が義務的

<sup>12-62 (</sup>b) (2) (2020); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (4) (a), (4) (b) (2020); Minn. Stat. § 502.851 Subd.3 (a), Subd.4 (a) (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (b), (c) (2015); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (A) (1), (B) (2013); R.I. Gen. Laws § 18-4-31 (a) (1) (2013); S.C. Code Ann. § 62-7-816A (d) (1), (d) (2) (2014); Tenn. Code Ann. § 35-15-816 (c) (2) (2021).

<sup>(73)</sup> Vara, *subra* note 20, at 31.

<sup>(74)</sup> UNIFORM TRUST DECANTING ACT § 11 (c) (3) (2015).

<sup>(75)</sup> UNIFORM TRUST DECANTING ACT § 11 (a) (4) (2015). 統一信託デカント法では、確定的な受益権とは、①デカント権限が行使された時点において、未確定でない義務的な利益分配を受ける権利、②特定の金額または信託財産の全部もしくは一部の一定割合という義務的な収益の分配を受ける現在かつ未確定でない権利、③特定の金額または信託財産の全部もしくは一部の一定割合の分配を請求することができる現在かつ未確定でない権利、④現在行使可能な一般的指名権限、または⑤信託の終了時において、裁量権

論

説

な利益分配を受ける確定的な権利は、信託のデカントにより縮減できないと規定する州独自の制定法は相当数存在する。委託者が信託の元本につき絶対的な裁量権を受託者に与えながら、他方で確定的な受益権を定めることは、一見矛盾しているように思われるが、統一信託デカント法は、確定した受益権を除いた信託財産の部分につき受託者に絶対的な裁量権を付与することが、委託者の通常の意思と解したものと思われる。したがって例えば、A、B、Cの3人の受益者のうち、AとBに対して5年間毎年1万ドルの利益を義務的に分配することが定められている一方で、Cに対する利益分配については、受託者に絶対的な裁量権が付与されている場合、AとBの確定的な受益権を縮減することなく、その他の信託財産の部分については受託者の絶対的な裁量権によりCに分配することができるということになる。

信託のデカントに関する制定法を持たない州において、信託条項の解釈により、受益者の確定した利益分配請求権を縮減する内容のデカントが許容された判例がある。Ferri v. Powell-Ferry 事件において、Sは、1983年にその息子Bが18才の時に、マサチューセッツ州においてBを受益者とする撤回不能信託を設定し(以後、1983信託という)、Xらを受託者に選任した。信託条項では、Xらが、Bの利益にとって望ましいと判断した場

の行使に服しておらず、または確実でない特定の出来事の発生を条件としていない信託財産の確定可能な部分を受領する権利、と定義されている。

<sup>(76)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (i) (1) (2013); Ariz. Rev. Stat. Ann. § 14-10819-A-2 (2018); Fla. Stat. § 736.04117 (2) (a) 1 (2018); Minn. Stat. § 502.851 Subd.15 (1) (2020); N.H. Rev. Stat. Ann. § 564-B: 4-418 (g) (2021); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (n) (1) (2015); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (C) (1) (a) (2013); Tex. Prop. Code Ann. § 112.085 (1) (2019).

<sup>(77) 72</sup> N.E.3d 541 (Mass. 2017).

合には、適宜Bに信託財産を分配する、または分配の時期を遅らせるために信託財産を分別する権限を有し、またBが35才になった時以降、Bは漸次的に信託財産の一定割合の分配を請求することができ、47才に達した時は100%の分配を請求できると定められていた。

その後、BはYと結婚したが、Bがコネチカット州裁判所に離婚を求める訴えを提起し、2010年に離婚するに至った。Xらは、Yが元配偶者として信託財産に対して権利を主張することを懸念し、2011年(Bが45才の時)にBを受益者とする新たな信託(以後、2011信託という)を設定し、1983信託の信託財産のほぼすべてを移転し、Xらが受託者に就任した。2011信託の信託条項では、Bは信託財産の分配を請求する権利を有せず、利益の分配はXらの裁量に委ねられ、また、1983信託と同様に浪費者信託条項が定められた。1983年信託のもとでは、2011年の時点においてBは、信託財産の75%を分配するよう請求する権利を有していたが、その請求権を行使していなかった。

Xらは、1983信託の信託財産を有効に2011信託に移転する権限を有すること、およびYが2011信託に関して何ら権利を有しないことの宣言判決を求めて、コネチカット州裁判所に提訴した。これに対して、Yは正式事実審理を経ない判決(summary judgment)を求める申立てをした。同州事実審裁判所は、Yの申立てを認め、2011年信託の信託財産の75%を1983信託に返還するよう命じた。コネチカット州最高裁が、マサチューセッツ州最高裁に意見確認(certification)を求めたのが本件である。

マサチューセッツ州最高裁は、まず、1983信託の信託条項において、信 託財産の分配に関して受託者に付与された広範な権限に鑑みて、委託者は 本件デカントを許容する意思を示していたということができるとした。そ

<sup>(78)</sup> *Id.* at 546.

<sup>52(1340)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

して、受益者が一定の年齢に達した場合、信託財産の分配を請求する権利を有していたとしても、信託財産が残存する限り、受託者は継続して受託者としての権限を行使することができ、また受託者としての義務を負うのであるから、1983信託において受益者に利益分配請求権が規定されていたとしても、受託者のデカント権限を制限するものではないと判示して、Xらによる本件信託のデカントを許容した。

説

本件は、信託の利益分配に関する広範な裁量権が受託者に付与されている場合、信託財産の分配を請求する受益者の権利を縮減するデカントも、信託条項の解釈として認められるとした。本件のように受益者をその債権者から保護するための信託のデカントは、委託者の推定的な意思に適合するといえるかもしれない。しかしながら、一定の時期以後に受益者に利益分配請求権という確定的な権利を付与する明確な意思を委託者が示していたことも等閑視すべきではない。したがって、委託者の合理的な意思解釈として、受益者の利益分配請求権を確定的な受益権と捉えて、その縮減を禁止することが望ましいというべきであろう。統一信託デカント法のもとでは、本件のような信託のデカントは許容されないと思われる。

#### 3. 第2の信託の存続期間に関する制限

統一信託デカント法20条は,第2の信託の財産が第1の信託の財産から生じたものである限りにおいて,第1の信託に適用される永久拘束禁止則(rule against perpetuities),永久蓄積禁止則(rule against accumula-

<sup>(79)</sup> *Id.* at 549–50.

<sup>(80)</sup> See Uniform Trust Decanting Act § 11 (a) (4) (C) (2015).

<sup>(81)</sup> 伝統的な永久拘束禁止則によれば、未確定の将来権 (contingent future interest) のうち、権利設定時に生存している者 (life in being) の死後21 年以内に、その帰属が確定しない可能性がある権利は、権利設定時より無

tions)および永久譲渡停止禁止則(rule against suspension of power of alienation)が,第2の信託にも適用されると規定する。これは,第1の信託が設定された州における信託の存続期間等に関する公序(public policy)を維持するためである。したがって,例えば,第1の信託が伝統的な永久拘束禁止則が維持されている州において設定されたのであれば,デカントにより,永久拘束禁止則が廃止または緩和されている州法を準拠法とするような信託の変更はできないことになる。

他方で、信託のデカントにより信託の管理地または準拠法が変更された 場合において、第2の信託に適用される永久拘束禁止則等のもとで許容 される存続期間が、第1の信託の準拠法で認められる存続期間よりも短

効とされる。See John Gray, The Rule Against Perpetuities § 201, at 191 (4th ed. 1942).

<sup>(82)</sup> 信託が収益を蓄積できる期間に関する準則をいう。現在のアメリカでは、制定法上、私益信託における収益の蓄積の期間に関して制限を設けている州の多くが、永久拘束禁止則と同じ期間を定めている。木村仁「永久拘束禁止則・永久蓄積禁止則と信託の変更―アメリカ法を中心に―」信託研究奨励金論集30号111頁(2009年)参照。

<sup>(83)</sup> 絶対的単純不動産権 (absolute fee) を譲渡する権限 (power of alienation) が、一定の基準を超えて停止される可能性がある場合には、当該権利は当初より無効とされる。永久譲渡停止則を制定法で定める州はいくつか見られるが、そのほとんどは、信託の設定において、受託者が信託財産を売却する権限を有しているか、または生存している者が信託を終了する権限を有しているときは、譲渡権限の停止はないとする。See IDAHO CODE § 55-111A (2008); Ky. Rev. Stat. Ann. § 381.225 (2020); S.D. Codified Laws § 43-5-4 (2021); Wis. Stat. § 700.16 (2014). これに対してニュー・ヨーク州法は、信託の設定により譲渡権限が停止されないと解されるのは、受託者が信託財産を譲渡する権限が有しており、かつ受益者が受益権を譲渡できる場合と規定する。See N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 9-1.1 (1967).

<sup>(84)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 20 (b) (2015).

<sup>(85)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 20 comment (2015).

<sup>54(1342)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

説

いとき、デカント後の信託の存続期間がどうなるのか、統一信託デカント 法は明らかにしていない。同法コメントは、第2の信託の存続期間に係 る準拠法に照らして、第1の信託のそれが明らかに公序に反すると解さ れる場合には、第2の信託のルールが適用されると述べるにとどまる。

#### 4. 税制上の不利益変更の禁止

内国歳入法または州法にもとづいて、信託の特定の条項が存在することにより、税制上の優遇措置が認められている場合があるが、デカントにより税制上の優遇措置に関わる条項が変更されてしまうと、信託設定当初より優遇措置が適用されない帰結を招くおそれがある。このような税制上不利益となる信託の変更は、委託者の通常の意思に反することになる。したがって、統一信託デカント法およびその他のほとんどの州法は、一般的に、税制上不利益となる信託条項の変更を禁止している。例えば、第1の信託の財産が、連邦または州の税につき配偶者控除または公益寄付控除を受けている場合、第1の信託における税控除の額が縮減されるような信託

<sup>(86)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 20 comment (2015).

<sup>(87)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 19 (2015); Alaska Stat. § 13.36.157 (i) (5) (2013); Ariz. Rev. Stat. Ann. § 14-10819-A-5 (2018); Del. Code Ann. tit. 12, § 3528 (a) (3) (2020); Fla. Stat. § 736.04117 (5) (a) (2018); Ga. Code Ann. § 53-12-62 (i) (2021); Ind. Code § 30-4-3-36 (a) (3) (2014); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (4) (d) (2020); Mich. Comp. Laws Ann. § 556.115a (1) (b) (c) (2012); Minn. Stat. § 502.851 Subd.15. (6) (2020); Mo. Rev. Stat. § 456.4-419-(2) (4), (2) (5) (2011); Nev. Rev. Stat. § 163.556 (3) (a), (c) (2021); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (n) (5) (2015); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (C) (2), (3), (4), (5), (6) (2013); R.I. Gen. Laws § 18-4-31 (a) (3) (2013); S.C. Code Ann. § 62-7-816 A (d) (3), (4) (2014); Tenn. Code Ann. § 35-15-816 (c) (9) (2021); Tex. Prop. Code Ann. § 112.072, § 112.086 (2013); Wis. Stat. § 701.0418 (3) (b) (2014); Wyo. Stat. Ann. § 4-10-816 (b) (2017).

財産の移転または信託条項の変更はできないとされる。

#### WI デカントにおける受託者の信認義務

#### 1. 一般規定

受託者がデカント権限を行使する際に負う一般的な義務として、①受益者(または被指名対象者)の最善の利益に適合することを求める州や、②信託条項、信託の目的および受益者の利益に適合するよう、誠実に権限を行使する義務を措定する州、③利益を分配する際に受託者が負うのと同等の信認義務を負うとする州などが存在する。デカント権限行使において受託者が負う一般的な義務について制定法上何ら規定していない州も存在す(92)るが、たとえ州制定法において規定がないとしても、受託者のデカント権限行使におけるコモン・ロー上の信認義務が完全に排除されるわけではないであろう。

統一信託デカント法 4条は、デカント権限を行使する受託者も、他の 裁量的権限を有する者と同様の信認義務を負うと述べる。すなわち、誠実 に、信託条項、信託の目的および受益者の利益に適合するように行為する

<sup>(88)</sup> E.g., Uniform Trust Decanting Act § 19 (b) (1), (b) (2) (2015).

<sup>(89)</sup> Alaska Stat. § 13.36.158 (e) (2013); Minn. Stat. § 502.851 Subd.9 (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (h) (2015).

<sup>(90)</sup> Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (I) (2013); Tex. Prop. Code Ann. § 112.073 (f) (2013).

<sup>(91)</sup> Del. Code Ann. tit. 12, § 3528 (e) (2020); Mo. Rev. Stat. § 456.4-419-4 (2011).

<sup>(92)</sup> ARIZ. REV. STAT. ANN. § 14-10819 (2018); FLA. STAT. § 736.04117 (2018);
GA. CODE ANN. § 53-12-62 (2021); IND. CODE § 30-4-3-36 (2014); KY. REV.
STAT. ANN. § 386.175 (2) (2020); S.C. CODE ANN. § 62-7-816A (2014); S.D.
CODIFIED LAWS § 55-2-15 (2021); TENN. CODE ANN. § 35-15-816 (c) (2021).

<sup>(93)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 4 comment (2015).

(94) 義務である。

しかしながら、第1の信託の信託条項に従う義務を文字どおり解すると、信託のデカントとは矛盾する。信託のデカントは通常、第1の信託における信託条項の変更を伴うからである。統一信託デカント法のコメントでは、ここでいう信託条項とは、デカント権限が行使されることを前提に、その権限行使に係る義務を確定するために参照される条項を指すとされている。

論

説

信託のデカント権限の行使に対する一般的制限として最も重要と思われるのが、第1の信託の目的であろう。統一信託デカント法のもとにおいては、デカント権限を許容する目的は、より広い信託の目的または委託者の推定的な意思の実現にあるからである。

また、統一信託デカント法4条コメントは、受託者は信認義務の一内容として忠実義務を負うと述べる。すなわち、一般的に受益者の利益と受託者の利益が相反する行為は禁止されるが、特に信託のデカントにおける利益相反行為として禁止される行為類型が、16条から18条において規定されている。次にその個別規定の内容を紹介する。

<sup>(94)</sup> See Uniform Trust Code § 814 (a) (2018). 受託者が信託財産の分配につき裁量権を有しており、受益者の受益権が将来の未確定のものであったとしても、受託者は全ての受益者に対して公平義務を負うと判示したものとして、Hodges v. Johnson, 177 A.3d 86 (N.H. 2017). この事件では、家業を継続し、かつ受益者らの扶養を目的とする信託において、受託者が特定の受益者の利益を考慮せずに当該受益者を除外して信託をデカントしたことが、公平義務に違反するとされた。

<sup>(95)</sup> See Uniform Trust Decanting Act § 4 comment (2015).

<sup>(96)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 4 comment (2015).

#### 2. 個別規定

#### (1) 受託者報酬の変更

統一信託デカント法16条は、受託者は、第2の信託におけるすべての適格受益者の同意を得る、または裁判所の承認を得ない限り、デカント権限の行使により、第1の信託で定められた受託者報酬を増額することはできないと定める。受託者報酬の増額を目的とするデカント権限の行使は、受益者の利益を犠牲にして受託者の利益を図る行為であり、原則として忠実義務に違反するものとして禁止される。ただし、信託法の忠実義務に関する一般的ルールに従って、すべての受益者の同意または裁判所の承認があれば、例外的に禁止が解除される。

信託のデカントに関する独自の州法を制定している州においても、受益者の同意など一定の条件を満たさなければ、原則として受託者報酬に関する条項は変更できないとの明示的な規定を置いているところが散見される。

デカントにより信託の存続期間が延長された場合には、受託者に支払う報酬も全体として増えることになる。したがって、信託の存続期間の延長も忠実義務違反に該当するとして問題視する見解がある。しかし、統一信託デカント法は、デカント権限行使により付随的に受託者報酬が変更されることは禁止されないと明示し、また、州独自の制定法においても、信託

<sup>(97)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 16 (a) (2015).

<sup>(98)</sup> See Uniform Trust Code § 802 (b) (2018); Restatement (Third) of Trusts § 78 cmt. c (2007).

<sup>(99)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (1) (2013); Fla. Stat. § 736.04117 (7) (d) (2018); Mich. Comp. Laws Ann. § 700.7820a (2) (a) (2012); Minn. Stat. § 502.851 Subd. 16(1) (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (q) (2015); Tex. Prop. Code Ann. § 112.087 (a) (2013).

<sup>(100)</sup> Sterk, *supra* note 24, at 2003.

<sup>(101)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 16 (c) (2015).

<sup>58(1346)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

の存続期間の延長に伴う受託者報酬の継続的な支払いを許容するものがいくつかみられる。したがって、アメリカ法の全体的な動向として、信託の存続期間の延長が、受託者報酬の増加のみを意図したと認められるのでなければ、受託者の忠実義務違反には該当しないと解されているといえよう。

(2) 受託者の信託違反の免責

説

論

統一信託デカント法およびいくつかの州制定法は、原則として、第2の信託の信託条項において、第1の信託の信託条項よりも広い範囲で受託者の信託違反の責任を免除すると定めることはできないとする。ただし、統一信託デカント法は、第2の信託において複数の受託者にその権限(職務)が分掌された場合に、他の受託者の権限に係る行為について責任を減免することは可能であるとする。信託の準拠法が変更された場合や信託財産の管理に係る条項が変更された場合など、結果的に受託者の責任が減免されることが考えられるが、それが忠実義務違反に該当するか否か判断が困難な場合もあり得るであろう。

#### (3) 受託者の解任・変更

一定の者に受託者の解任・変更権が付与されている場合,委託者は通常, 受託者の監督を実効化するものとしてこれを定めたということができる。 これを受託者が変更することは、一般的に委託者の意思に反し、受託者に

<sup>(102)</sup> Alaska Stat. § 13.36.157 (1) (2013); Mich. Comp. Laws Ann. § 700.7820a (3) (c) (2012); Minn. Stat. § 502.851 Subd. 16(1) (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (q) (2015); Tex. Prop. Code Ann. § 112.087 (c) (2013).

<sup>(103)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 17 (a) (2015); Alaska Stat. § 13.36.158 (i) (2) (2013); Fla. Stat. § 736.04117 (7) (d) 2 (2018); Minn. Stat. § 502.851 Subd. 15 (2) (2020); N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 10-6.6 (n) (2) (2015); Tex. Prop. Code Ann. § 112.087 (4) (2013).

<sup>(104)</sup> Uniform Trust Decayting Act § 17 (d) (2015).

対する監督を弱めて受託者の利益を図るものであるといえる。統一信託デカント法のもとでは,原則として,受託者の解任・変更に係る条項(以下,「解任条項」という)をデカントにより変更することはできない。ただし,①受託者の解任・変更権を有する者が解任条項の変更に同意した場合において,その変更が同意した者に対してのみ適用されるとき,②受託者の解任・変更権を有する者および第2の信託の適格受益者が解任条項の変更に同意した場合において,実質的に同等の権限が他の者に付与されるとき,③裁判所が解任条項の変更を承認した場合において,実質的に同等の権限が他の者に付与されるときは,例外的に,受託者の解任・変更権に係る信託条項を変更するために,デカント権限を行使することができるとする。信託のデカントに関して独自の州法を制定している州においても,原則として受託者の解任・変更権を定めた条項は変更できないと規定しているところが散見される。

他方で、受託者を解任または変更する権限に関わるものでない限り、受託者の選任方法一般に関する信託条項を、信託のデカントにより変更したとしても、利益相反の可能性は考えにくく、受託者によるデカント権限の範囲内として許容されることになるといえよう。

<sup>(105)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 18 (2015).

<sup>(106)</sup> *Id.* 統一信託デカント法18条コメントは、受託者の解任・変更の要件、後任の解任・変更権者の選任要件が異なる場合には、実質的に同等といえないと述べている。

<sup>(107)</sup> Alaska Stat. § 13.36.158 (i) (3) (2013); Mich. Comp. Laws Ann. § 700.7820a (2) (d) (2012); Minn. Stat. § 502.851 Subd. 15(3) (2020); Tex. Prop. Code Ann. § 112.085 (5) (2013).

<sup>(108)</sup> See Morse v. Kraft, 992 N.E.2d 1021 (Mass. 2013). この事件では、委託者らは、彼らの子Bらを収益受益者とし、Bらの子らを残余権受益者とする撤回不能信託を設定した。信託条項において、受託者Xは、Bらのために望ましいと判断した場合、信託の収益または元本のいかなる部分で

説

一般的に受託者は、裁量権を行使するにあたり、事前に受益者に通知をする義務を負わない。しかしながら、第1の信託の受益者等がデカント権限を行使する内容につき事前に通知を受けることにより、デカント権限を行使する受託者の権限違反や信認義務違反に対して、差止めを請求する、裁判所の指示を求めるなど事前の救済を得られる可能性が高まる。信託のデカントは通常、信託条項の重大な変更を伴うものであることに鑑みて、統一デカント法を含むデカントに関する州制定法の大多数は、受託者がデカント権限を行使する時より一定期間以上前に、第1の信託の受益者等に対して当該権限を行使する旨を書面で通知することを求めている。

通知する相手方について、第1の信託の受益者のみを定める州、受益

あっても分配する権限を有するとされており、受託者に選任される者は本件信託の利益を享受しない者と定められていた。Xは、自身が高齢となったため、成人となったBらが受託者に就任することが可能となるように信託条項を変更し、信託のデカントを提案した。Xが本件信託につき新たな信託条項のもとで信託財産を移転する権限の有無について、裁判所に宣言的判決を求めて提訴したのが本件である。マサチューセッツ州最高裁は、本件信託の信託条項によりXは、信託の利益分配についてほぼ無制限の裁量権を付与されているのであるから、XはデカントによりBらの利益のために新たな信託を設定して、信託財産を移転する権限を有すると判示した。本件は、受託者の選任に関する条項の変更の可否が直接争われた事件ではないが、受託者選任条項の変更を含めて信託をデカントする権限が認められたことにより、結果的に受託者の選任に関する条項の変更が許容されたものであるといえる。

(109) Ind. Code § 30-4-3-36 (d) (2014); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (7) (b) (2020); Mo. Rev. Stat. § 456.4-419-3 (2011); Ohio Rev. Code Ann. § 5808.18 (F) (2013); R.I. Gen. Laws § 18-4-31 (d) (2013); S.C. Code Ann. § 62-7-816A (g) (2) (2014); S.D. Codified Laws § 55-2-15 (10) (2021); Tex. Prop. Code Ann. § 112.074 (a) (2013).

者に加えて第1の信託の委託者、受託者の変更・選任権や指図権等を有する者を規定している州、さらに信託の利害関係人すべてを通知の相手方とする州などがある。統一信託デカント法は、受託者が通知しなければならない対象を、第1の信託の受益者に加えて、第1の信託の委託者、第1の信託のすべてまたは一部につき指名権限を有している者、受託者を解任または変更する権限を有している者、第1の信託の共同受託者、第2の信託の受託者とする。当該信託の当事者がデカント権限行使の事実を事前に知る機会を広く確保し、受託者の信認義務の履行に対する監督を強化しているといえる。

求められる通知の内容として、統一信託デカント法では、①受託者がデカント権限を行使する方法(変更される内容など)、②権限を行使する日時、③第1の信託の信託証書および④第2の信託の信託証書が定められている。

他方で、受託者が、デカント権限を行使する前に受益者等に対する通知 (114) する義務につき、何ら規定を設けていない州がいくつか存在する。しかし、

<sup>(110)</sup> ALASKA STAT. § 13.36.159 (d) (2013); FLA. STAT. § 736.04117 (8) (2018); GA. CODE ANN. § 53-12-62 (c) (2021); MICH. COMP. LAWS ANN. § 700.7820a (7) (2012) (第1の信託の委託者および適格受益者); WIS. STAT. § 701.0418 (5) (b) 1(2014).

<sup>(111)</sup> MINN. STAT. § 502.851 Subd.11 (c) (2020); N.Y. EST. POWERS & TRUSTS LAW § 10-6.6 (j) (2) (2015).

<sup>(112)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 7 (c) (2015).

<sup>(113)</sup> Uniform Trust Decanting Act § 7 (e) (2015).

<sup>(114)</sup> DEL. CODE ANN. tit 12, § 3528 (2020); N.H. REV. STAT. ANN. § 564-B: 4-418 (2017); TENN. CODE ANN. § 35-15-816 (c) (2021); Wyo. STAT. ANN. § 4-10-816 (a) (xxviii) (2017). なお、ネバダ州法では、受託者はデカント権限を行使する旨を通知することができると規定されている。See NEV. REV. STAT. § 163.556 (7) (2021).

論

説

信託の管理において通常でない重大な変更があった場合には、受託者は受益者に対してその旨を積極的に報告する義務を負うとするコモン・ロー上の原則が、デカント権限行使についても適用されるとすれば、たとえ州制定法において事前の通知義務が規定されていなくとも、信託のデカント権限行使にあたり、コモン・ロー上、受託者は受益者等に通知する義務を負うと解される可能性が考えられる。

信託のデカントは、受託者のみによる信託の変更を認めるものである。 したがって、受託者がデカント権限を行使する前に、その利益に重大な影響を及ぼす可能性のある第1の信託の受益者、および受託者を監督する職務を担う受託者の解任・変更権者に対して、通知する義務を負うとすることは、信託の目的および受益者の確定的な利益を保護するための実効的な監督体制を構築し、受託者の重大な権限違反または義務違反を事前に抑止するという点からも、合理的であるといえるであろう。他方で、すべての利害関係人に対する通知を義務づけることは、そのコストに見合うだけのメリットが少ないように思われる。

## IX. 第1の信託の変更

統一信託デカント法および若干の州制定法は、デカント権限行使の態様として、第1の信託とは異なる信託条項をもつ第2の信託を設定し、第1の信託の信託財産を移転することに加えて、第1の信託の信託条項を直接変更することを許容する。受託者が有する信託財産を分配する裁量権

<sup>(115)</sup> RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 82 (1)(c) (2007)「受託者は、受託者の職務内容の変更その他信託およびその管理に関する重要な展開、特に受益者が自身の利益を保護するために必要な重要な情報を、公正に代表された受益者に合理的に通知する義務を負う。」.

<sup>(116)</sup> Sitkoff, *supra* note 20, at 981.

には、新たな信託を設定して、これに信託財産を移転する権限が含まれるといえるが、信託財産を分配する権限に、単独で当該信託を直接的に変更する権限が含まれるかは疑問であり、その意味では、デカント権限の行使の一環として第1の信託の信託条項を直接変更できると解することは、権限包含原則に反する可能性が考えられる。

他方で、第2の信託を設定し、第1の信託の信託条項とは異なる信託 条項のもとで信託財産を管理・運用することと、第1の信託の信託条項 を直接変更することに、機能的な差異はみられない。むしろ、信託財産の 移転、新たな納税 ID 番号の取得または新たな信託帳簿の作成に伴うコス トを削減できるというメリットがある。その意味では、第2の信託に信 託財産を移転することができるのであれば、第1の信託の信託条項を直 接変更することもできると解することは、信託の効率的運営が促進され、 委託者の推定的意思または信託の広い目的に合致するといえるであろう。 統一信託デカント法は、信託のデカント権限を指名権限と同視することか ら脱却し、機能的類似性および実務的な便宜を考慮したうえで、信託のデ カント権限が第1の信託の変更権を内包することを認めているのである。

## X. むすびにかえて

本稿では、2015年統一信託デカント法を中心に、信託のデカントが認められる要件やその制限などの検討を通じて、信託のデカントに関するアメ

<sup>(117)</sup> UNIFORM TRUST DECANTING ACT § 2 (10) (2015); DEL. CODE ANN. tit. 12, § 3528 (a) (2020); Ky. Rev. Stat. Ann. § 386.175 (1) (c) (2020); N.H. Rev. Stat. Ann. § 564-B: 4-418 (a-1); S.D. Codified Laws § 55-2-18 (10) (2021). Tex. Prop. Code Ann. § 112.0715 (2019).

<sup>(118)</sup> Sitkoff, *supra* note 20, at 981.

<sup>(119)</sup> *Id*.

<sup>64(1352)</sup> 法と政治 72巻4号 (2022年2月)

論

説

リカ法の最新の理論動向を明らかにした。一般的に州制定法においては、信託のデカントに関するデフォルト・ルールとして、受託者に信託の利益分配につき裁量権が与えられている場合、受益者の同意または裁判所の承認がなくとも、権限包含原則のみならず、委託者の推定的意思または信託の広い目的という根拠にもとづいて、受託者の権限として新たな信託条項のもとで新たな信託を設定し、これに信託財産を移転できるとされている。信託の長期的な存続を前提に、信託の変更に関するルールが一層緩和され、信託の変更に伴うコストが削減された結果、信託の可塑性が高められているといえる。

他方で、受託者のみにより信託を変更できるとするデカントには、信託の目的および受益者の確定的で正当な利益が損なわれる危険性が付きまとう。裁量信託における受託者の裁量権濫用の基準は一般的抽象的なものであるが、統一信託デカント法を含む州制定法においては、受託者の裁量権行使の一環としてデカント権限が行使される場合、デカント権限に対する制限が具体的に規定されており、正当とされる受託者の裁量権行使の外縁が、一定の程度明確化されたということができる。

統一信託デカント法は、デカントの要件、制限および効果などに関する デフォルト・ルールを詳細に規定し、デカントによる信託の変更をめぐる

<sup>(120)</sup> RESTATEMENT (THIRD) OF TRUSTS § 50 (2) (2007). 「裁量により利益を受ける受益者の権利の内容および何が受託者による裁量権の濫用に該当するかは、裁量権行使の基準の適切な解釈を含む裁量権に関する信託条項および信託を設定し、受託者に裁量権を付与した委託者の目的によって異なる。」; UNIFORM TRUST CODE § 814 (a) (2018) 「『絶対的な』、『単独の』または『制限のない』といった信託条項の文言により、受託者に広範な裁量権が与えられていたとしても、受託者は裁量的権限を誠実に、かつ信託条項、信託の目的および受益者の利益に適合するように行使しなければならない。」

法的不安定さを相当程度軽減したという点において意義があるといえる。 しかしながら、信託のデカントが安定的に運用されるためには、さらなる 明確化が求められる点がある。例えば、信託の利益分配に関する受託者の 裁量権が限定されている場合には、実質的に同等な受益権の変更が許容さ れると規定されているが、実質的に同等な受益権が意味する内容について は、不明な点が残されている。

信託のデカントに関するデフォルト・ルールを制定法化する動きは今後も継続すると予測されているが、現在多岐に分かれている州制定法の内容が、統一信託デカント法のもとに収れんされていくのか、あるいは各州が信託ビジネスの獲得を狙って、永久拘束禁止則の緩和、資産保護信託の承認などとともに、信託のデカントの要件を緩やかに定める方向に向かうのか、その動向を注視していきたい。

<sup>(121)</sup> 統一信託デカント法22条では、信託のデカントの法的安定性をさらに高めるために、第2の信託における信託条項の一部が同法に反している場合、当該部分のみを無効として全体的な無効を回避するとともに、第2の信託において必要な信託条項を定めたものとみなす救済規定(Saving Provision)が置かれている。See Uniform Trust Decanting Act § 22 (2015).

<sup>(122)</sup> Sitkoff, *supra* note 20, at 982.

説

#### Hitoshi KIMURA

Trust decanting allows the trustee who has a discretionary power over distribution to distribute the trust property from an irrevocable trust (the first trust) to a new trust (second trust) with updated provisions without the consent of the beneficiaries or approval of the court. There has been a growing trend among states in the United States in recent years to enact trust decanting statutes. Although the trust decanting enhances flexibility of trusts to accommodate changing circumstances, it heightens the risk of defeating the purpose of the trust or undermining the fixed benefits of the beneficiaries.

The purpose of this article is to examine the requirements, restrictions and fiduciary duties of the trustees in decanting trusts, taking notice of its justification. Part II shows the theoretical basis of the trust decanting, i.e. by analogy with a power of appointment to appoint the property in further trust. Recent movement toward legislating trust decanting will be summarized in Part III.

Part IV through VIII function collectively to analyze the requirements, restrictions and fiduciary duties of the trustees with regard to trust decanting based primarily on the Uniform Trust Decanting Act promulgated in 2015. In Part IV, some issues regarding the scope of the trust decanting will be addressed according to the breadth of the distributive discretion given to the trustee. In a few states and under the Uniform Trust Decanting Act, a trustee may decant to create a special needs trust for a disabled beneficiary even if the trustee does not have a distributive discretion over the trust property. Part V will clarify the theoretical justification for a special needs trust exception. Part VI, VII and VIII will deal respectively with restrictions on decanting power, content of the fiduciary duties and notice requirements. Lastly, it will be examined whether the first trust can be changed directly as a result of exercising the decanting power in Part IX.

法と政治 72巻4号 (2022年2月) 67(1355)